

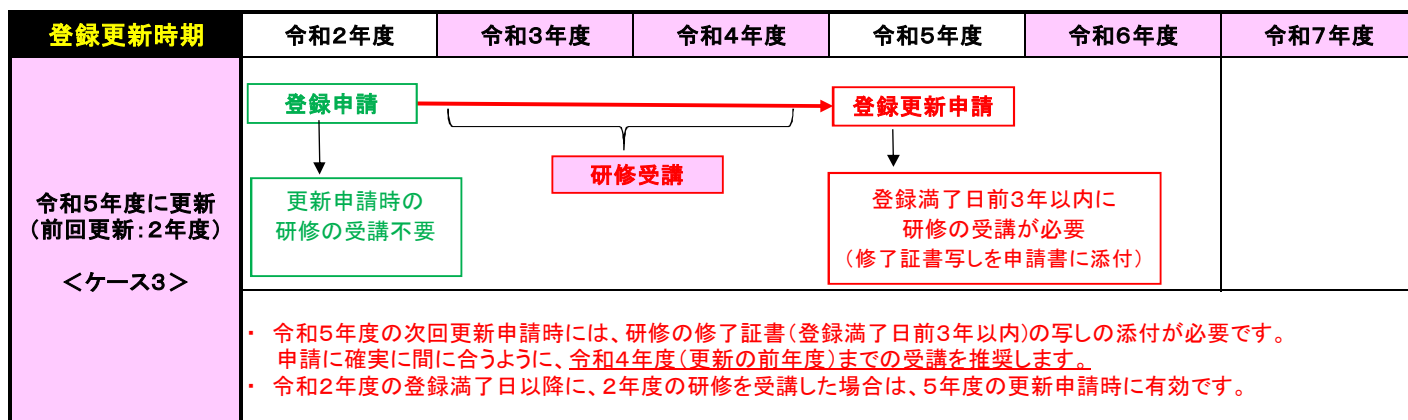
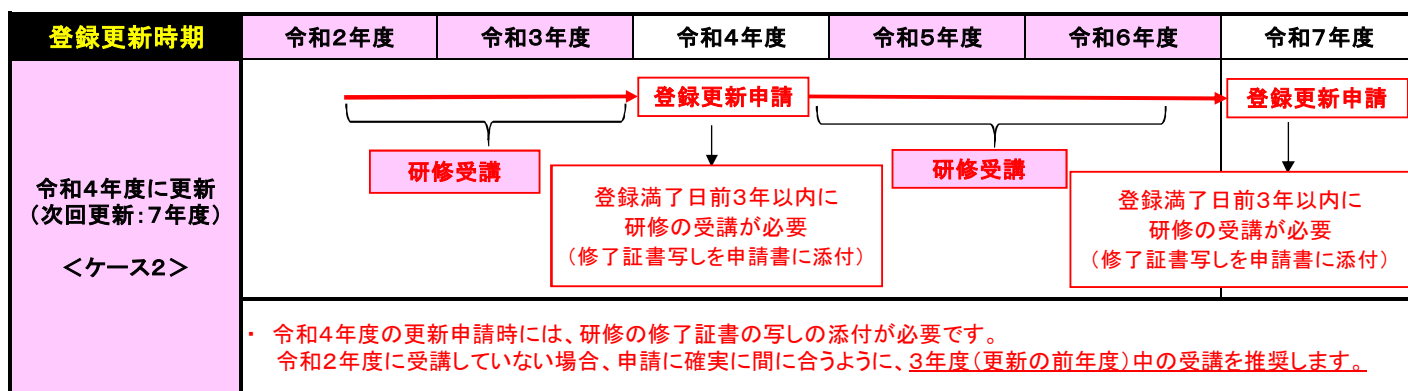
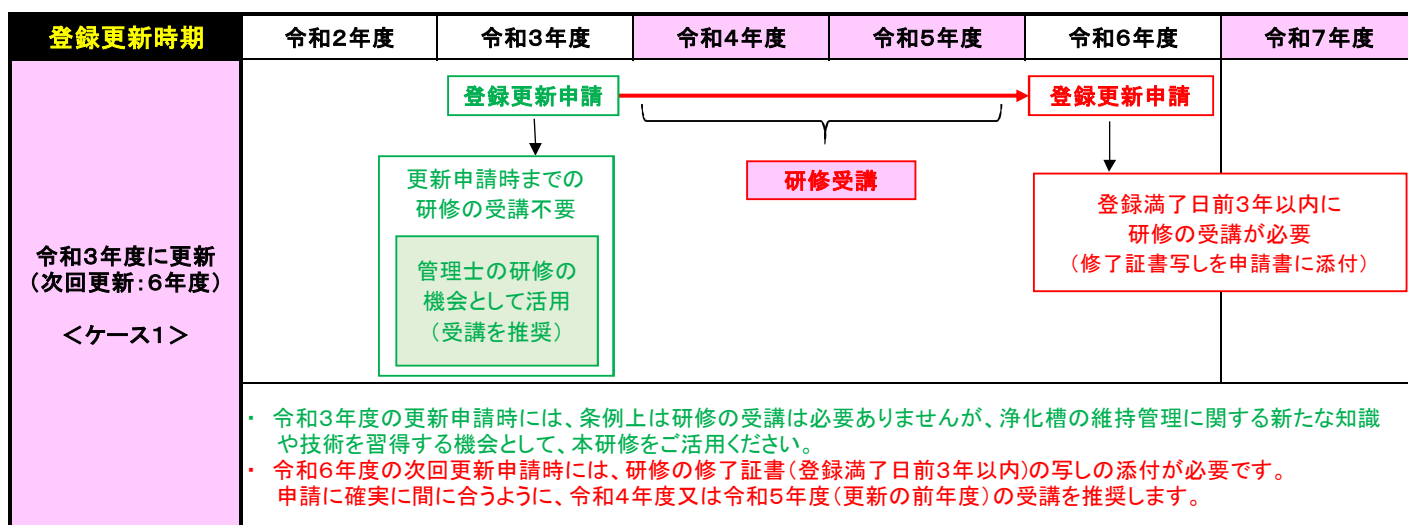
浄化槽法及び福岡県・政令市条例の改正に伴う「浄化槽管理士研修」を開催します。

県・政令市による保守点検業登録の更新申請時期をご確認の上、研修を受講してください！

- 浄化槽法及び福岡県・政令市の条例改正に伴い、浄化槽管理士研修の受講が保守点検業の登録要件となりました。
- この要件には経過措置が設けられており、登録更新申請の場合は、令和4年4月から要件が適用されます。
一方、新規登録申請又は変更届出(浄化槽管理士を新たに追加)の場合は、令和3年4月から要件が適用されています。
- **各登録事業者におかれましては、県及び政令市の保守点検業登録の更新申請時期をご確認の上、更新申請に間に合うように、研修を受講してください。(別添の自己チェックシートで該当するケースをご確認の上、そのケースの赤字部分をお読みください。)**
(注)県・政令市によって更新年度が異なる場合は、それぞれのケースをご確認の上、各申請に支障が生じないように受講してください。
特に、令和4年度に更新時期を迎え、2年度に受講していない場合は、申請に確実に間に合うように、3年度中の受講を推奨します。
- **また、経過措置により、申請までの受講を必要とされていないケースに該当する場合も、浄化槽の維持管理に関する新たな知識や実務上の技術を習得する機会として、県・政令市では、本研修の受講を推奨しています。(緑字部分をお読みください。)**

登録更新申請を予定している場合

変更届出又は新規登録申請を予定している場合は、裏面を参照してください。



変更届出を予定している場合

※ 浄化槽管理士の補充・営業所設置等に伴い、浄化槽管理士の追加を届け出る場合が該当。

変更届出時期	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
令和3年度以降に変更届出提出 <ケース4>						
	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度以降に、浄化槽管理士の追加を届け出る場合は、追加する日の3年以内にその浄化槽管理士が研修を受講している必要があります。届出に確実に間に合うように、早期の受講を推奨します。 浄化槽管理士の資格取得見込みの方は、浄化槽管理士試験の合格証書の写し又は浄化槽管理士講習の修了証書の写しを、受講申込書に添付することにより、受講申込ができます。 ただし、研修の修了証書の発行は、浄化槽管理士免状の写しを確認した上で行います。 					

新規登録申請を予定している場合

新規登録時期	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
令和3年度以降に新規申請 <ケース5>						
	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度以降の新規申請時には、営業所に置く浄化槽管理士が、研修を受講しておく必要があります。申請に確実に間に合うように、申請の前年度までの受講を推奨します。 浄化槽管理士の資格取得見込みの方は、浄化槽管理士試験の合格証書の写し又は浄化槽管理士講習の修了証書の写しを、受講申込書に添付することにより、受講申込ができます。 ただし、研修の修了証書の発行は、浄化槽管理士免状の写しを確認した上で行います。 					

福岡県・北九州市・福岡市・久留米市
令和3年度研修実施者：一般財団法人福岡県浄化槽協会（電話：092-947-1800）